

生産緑地の追加指定の募集を行います

平成 25 年度から新たに生産緑地の追加指定を行っています
(ただし、追加指定には、指定要件を満たしていることが必要です)

1. 申請方法

追加指定を希望される方は、次の「生産緑地の追加指定について」「生産緑地地区の指定要件」をよく読んで、申請してください。

なお、申請にあたっての事前相談は随時行っています。

(所在地番、位置、面積、現在の状況等を確認できる資料等があればご持参ください。)

申請受付期間 毎年 4 月 1 日～5 月 31 日まで

申請受付場所 柏原市 都市デザイン部
都市政策課

申請用紙は窓口においてあります。また、柏原市のホームページからもダウンロードできます。

2. 生産緑地の追加指定について

(1) 生産緑地地区とは

市街化区域内において、環境機能（都市部の緑地）や多目的保留地機能（将来の公共施設等の用地・防災避難地）の優れた農地等を計画的に保全することで、良好な都市環境の形成を図ろうとする都市計画上の制度です。

(2) 指定されると

指定された農地等は、適正な管理が義務づけられ、農林業以外に利用できません。

3. 生産緑地地区の指定要件

市街化区域内にある農地等で、生産緑地法第 3 条第 1 項に規定する条件に該当するもので、次に掲げる要件のすべてに該当するものであることが必要です。

- ① 既存の生産緑地地区の整形化や複数地区の一団化が行われ、効率化が図れる農地等であること
- ② 農業活動、農地管理に必要となる道路に接している農地等であること
- ③ 30 年以上にわたって農業の継続が見込める農地等であること（生産緑地法第 10 条）
- ④ 申請部分で合計 300m²以上となる農地等であること（同一所有者等・同一従事者による、既存の生産緑地に隣接する農地については 100m²以上）



次に掲げる要件のいずれかに該当するものは追加指定ができません。

- 1) 「生産緑地地区内における行為の制限の解除」により生産緑地でなくなった農地等（生産緑地法第 14 条）
但し、届出後の状況の変化があった場合はこの限りではない
- 2) 農地転用の届出が行われている農地等（農地法第 4 条・第 5 条）
但し、届出後の状況の変化があった場合はこの限りではない
- 3) 当該農地またはその所有者が所有する他の農地が遊休農地やそれに準じる不耕作地があると認められるもの（農地法第 32 条）
- 4) 土地区画整理事業が施工中または施行予定の地区内にあるもののうち、追加指定により事業の施行に支障が生じるおそれのあるもの（都市計画法第 12 条第 1 号）
- 5) 許可または承認が行われている道路、公園等の都市計画事業の事業地内にあるもの（都市計画法第 59 条）

4. 買取り申出について

指定された農地等は指定後 30 年経過したとき、買取り申出が可能となります。また、生産緑地の主たる従事者が死亡、または病気等で農業に従事できない場合においても、買取り申出が従来どおり可能です。

※1 病気等で農業に従事できない場合、医師からの証明書の提出が必要です。

※2 必要に応じて聞き取り等を実施することがあります。（農業委員会・本人・家族）

固定資産税の取扱いについて

生産緑地地区に指定された農地については、一般農地の評価となります。

相続税の取扱いについて

三大都市圏の特定市の市街化区域内において、平成 4 年 1 月 1 日以降に生じた相続等について、相続税の農地等の納税猶予制度は適用されませんが、生産緑地地区に指定された農地は、同制度の適用を受けることができます。

この場合、適用を受けた相続人が死亡するまでに農地を売却、転用等した場合には、原則として利子税を含めた猶予税額を納める必要があります。

問い合わせ先

柏原市 都市デザイン部 都市政策課 都市計画係
電話 072-972-1597（直通）

